平成２８年（フ）第９５号
佐賀県鹿島市大字重ノ木乙2686番地３　ハイアート弐番館203号、前住所佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲924番地
債務者　山口　一次
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第９６号
佐賀県鹿島市大字重ノ木乙2686番地３　ハイアート弐番館203号、前住所佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲924番地
債務者　山口　弘幸
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１３３号
佐賀県鹿島市大字高津原103番地８
債務者　水川　一彦
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３２０号
熊本市東区桜木４丁目17番29号　レーベンカーサＢ棟202号室、住民票上の住所熊本市中央区本山町103番地
債務者　宮崎　厚子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２３号
熊本市中央区水前寺４丁目８番28号　レジデンス・ルイ203号
債務者　鶴嶋　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２５号
熊本県菊池郡大津町大字新264番地　新和アパート201号、前住所熊本県菊池郡大津町大字吹田1158番地122
債務者　大嶋　武男
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１８０号
宮崎市清武町船引852番地４
債務者　登尾　　有
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５５号
宮崎市大工３丁目68番地　ケントクレール宮崎大工町202号、前住所宮崎市波島１丁目１番11号　波島ハイツ201号
債務者　中武　祐喜
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５７号
宮崎市城ケ崎３丁目３番地１　ルミナス荘苑707号、申立時の住所宮崎市城ケ崎３丁目３－１　ルミナス荘苑702
債務者　鬼束　有一
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６１号
岩手県北上市村崎野18地割294番地２　ヴェルチュＤ202
債務者　高屋　久嗣
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第７５号
岩手県北上市村崎野17地割35番地85　県営蒲沢アパート４－433号
債務者　佐々木隆資
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第５７号
福島市御山字稲荷田21番地の６
債務者　尾形　恵美
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第６号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2631番地53　ヤナギハイツ106
債務者　宅間　弘二
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２８年（フ）第１０５号
富山市茶屋町479番地
債務者　堀部　千夏
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５０号
長野県安曇野市明科東川手464番地６
債務者　関　　篤
1　決定年月日時　平成28年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第６５号
長野県茅野市ちの3093番地　第一小川荘203号
債務者　朝倉　　弘
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部